

遺族年金特約制度

年金払特約付団体定期保険【生命保険】

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。
※配当金の還付があります。

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族年金特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- Point 1** 現職中同様、組合のスケールメリットにより、お手頃な掛金で継続できます。
- Point 2** 現職中同様、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- Point 3** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- Point 4** 退職後75歳まで継続可能です。

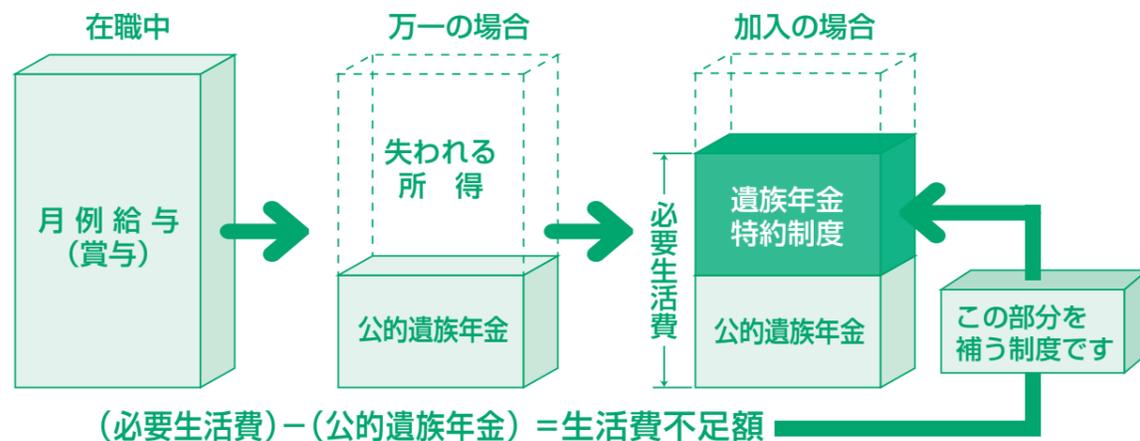
遺族年金特約制度 ご加入についての 注意事項

- ・2022年9月頃、本制度を継続される方へ、「遺族年金特約制度専用申込書」をご自宅宛て送付いたします。ご退職後は、「遺族年金特約制度専用申込書」にて、8ページ記載の「退職者専用コース」への変更を頂く必要がありますので、必ず専用申込書をご提出ください。なお、申込書のご提出がなかった場合、脱退となりますのでご注意ください。
- ・原則、保険期間中の任意による脱退はできませんので、この場合原則返金はいたしません。
- ・ご退職後の掛金払込方法につきましては、2022年4月～6月分はお振込み、2022年7月～12月分は口座振替、2023年1月分以降は口座振替による年払いとなります。

【加入対象区分：本人・配偶者】

公的遺族年金を補完し、家族の生活と安心を守ります。

あなたに万一（死亡）の場合



1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

遺族年金特約制度の保障内容

【退職者専用コース】※退職とは教員の退職を指します。(再任用も退職に含まます)
【加入対象区分：本人・配偶者】 300万円コース 【死亡・高度障害のとき】

支給期間=5年

年齢	支給期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金(本人)		月額掛金(配偶者)	
							男性	女性	男性	女性
16~35歳 (1986.7.2~2006.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	約 万円	約 万円	225円	144円	249円	153円
36~40 (1981.7.2~1986.7.1)							288	240	324	270
41~45 (1976.7.2~1981.7.1)							402	306	447	336
46~50 (1971.7.2~1976.7.1)							609	456	648	483
51~55 (1966.7.2~1971.7.1)							936	648	954	660
56~60 (1961.7.2~1966.7.1)							1,386	843	1,386	843
61~65 (1956.7.2~1961.7.1)							2,133	1,125	2,133	1,125
66~70 (1951.7.2~1956.7.1)							3,174	1,524	3,174	1,524
71 (1950.7.2~1951.7.1)							4,161	2,028	4,161	2,028
72 (1949.7.2~1950.7.1)							4,605	2,262	4,605	2,262
73 (1948.7.2~1949.7.1)							5,121	2,535	5,121	2,535
74 (1947.7.2~1948.7.1)							5,718	2,838	5,718	2,838
75 (1946.7.2~1947.7.1)							6,426	3,165	6,426	3,165

<本人・配偶者>600万円コース 【死亡・高度障害のとき】

支給期間=10年

年齢	支給期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金(本人)		月額掛金(配偶者)	
							男性	女性	男性	女性
16~35歳 (1986.7.2~2006.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	約 万円	約 万円	450円	288円	498円	306円
36~40 (1981.7.2~1986.7.1)							576	480	648	540
41~45 (1976.7.2~1981.7.1)							804	612	894	672
46~50 (1971.7.2~1976.7.1)							1,218	912	1,296	966
51~55 (1966.7.2~1971.7.1)							1,872	1,296	1,908	1,320
56~60 (1961.7.2~1966.7.1)							2,772	1,686	2,772	1,686
61~65 (1956.7.2~1961.7.1)							4,266	2,250	4,266	2,250
66~70 (1951.7.2~1956.7.1)							6,348	3,048	6,348	3,048
71 (1950.7.2~1951.7.1)							8,322	4,056	8,322	4,056
72 (1949.7.2~1950.7.1)							9,210	4,524	9,210	4,524
73 (1948.7.2~1949.7.1)							10,242	5,070	10,242	5,070
74 (1947.7.2~1948.7.1)							11,436	5,676	11,436	5,676
75 (1946.7.2~1947.7.1)							12,852	6,330	12,852	6,330

- ・掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は2021年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
- ・なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わりもしくは廃止となることがあります。
- ・いずれか1種類を選んでください。